

リフォームセミナー『民法改正（R2. 4. 1）と特定商取引法改正（R4. 6. 1）で
工事請負契約書はどう変わった』

日 時：令和4年12月19日（月）14時00分～

場 所：大分県労働福祉会館 ソレイユ 3階 牡丹

- 【主催】 大分県
【共催】 一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
【次第】

- 1 事務局からのお知らせ【14：00～14：05】
- 2 あいさつ【14：05～14：15】
- 3 講義【14：15～15：25】
京橋法律事務所 犬塚 浩 弁護士

◆一昨年、約120年ぶりに民法が改正（令和2年4月1日施行）され、また今年、特定商取引法が改正（令和4年6月1日施行）されました。これら、リフォーム工事請負契約に重要な法令の改正により、消費者保護が一層、重視される事となりました。
◆本セミナーは、住宅・建築業界の法律実務に精通する犬塚浩弁護士が、「民法」と「特定商取引法」の改正概要、「工事請負契約書」の改訂内容と契約時の注意点について、5つのテーマに沿って、わかりやすく解説します。

- テーマ ① 工事請負契約約款改定の目的
② 工事請負契約約款の改定内容について
③ 民法改正の概要について
④ 特定商取引法の改正について
⑤ その他（事務局に寄せられた質問について）
- 4 質疑応答【15：25～15：40】
 - 5 県からの情報提供【15：40～15：50】

- 【受講料】 無 料
【その他】 新型コロナウイルス感染症防止対策のため下記についてご協力をお願いします。
・講習中のマスク着用
・会場前での検温を実施し、
（非接触型体温計にて実施）37.5℃以上の場合は、受講をお断りさせていただきます
・会場前での手指消毒

犬塚浩弁護士プロフィール

◆略歴◆

（学歴）

1986年 3月 慶應義塾大学 法学部 法律学科卒業

1990年11月 司法試験合格

（職歴）

1993年 4月 弁護士登録（第二東京弁護士会）

（弁護士会歴）

2008年4月～2009年3月

第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

2012年4月～2013年3月

第二東京弁護士会副会長

2015年4月～現在

第二東京弁護士会住宅紛争審査会運営委員会委員長

（日本弁護士連合会歴）

2014年6月～現在

日弁連住宅紛争審査会運営委員会副委員長

（官公庁、その他法律に基づく委員歴）

国土交通省住宅局市街地建築課「住宅団地の再生のあり方に関する検討会」委員（現）

同「マンション敷地売却・建替えに関する専門家相談等PT」座長

（民間団体歴）

財団法人ベターリビング評議員（現）

